

板橋区公共交通会議の位置付けについて

板橋区 都市整備部 都市計画課

1 板橋区公共交通会議について

板橋区では、令和2年5月に板橋区交通政策基本計画を策定し、この計画の実行、特に公共交通に関して、区民、交通事業者、国・都・区の各行政機関の職員が一堂に会して、区内の交通施策について調査、研究及び協議する場として、道路運送法に基づき、令和3年に板橋区公共交通会議を設置した。

令和6年度から、公共交通の利用促進・啓発のほか、公共交通サービス水準の相対的に低い地域への対応の検討を深めることに伴い、区内で営業を行うバスやタクシー事業者との協議・調整も大切となることから、会議の委員の追加をした。

なお当会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議である。

道路運送法施行規則

(抜粋)

(事業計画)

第四条 (省略)

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。
ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主催する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

一～六 (省略)

(地域公共交通会議の構成員)

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 地域公共交通会議を主催する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三 住民又は旅客

四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

六 自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている第四十九条に規定する特定非営利法人等

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

2 地域公共交通会議としての協議

板橋区公共交通会議における議題

令和6年度まで	令和7年度
① 公共交通の利用促進 ⇒ 既存の公共交通の徹底的な活用 ・ 認知を高める取組 ・ 便利さを享受した移動の提案 ⇒ 外出目的と連動した利用促進 ② 公共交通サービス水準の相対的に低い地域への取組 ⇒ アンケート実施による、地域の現状の報告及び検討	① 公共交通の利用促進 (同 左) ② 公共交通サービス水準の相対的に低い地域への取組 ⇒ 地域特性や実情に合わせた、新たな取組の検討 ③ 板橋区交通政策基本計画の改定に向けた取組 ⇒ 令和8年度からの改定作業に向けた準備、及びアンケートの実施